



## 質問

標準管理規約に準拠している場合、総会や理事会の招集手続きの期間を短縮するには、どのような手続きが必要か。



## 回答

標準管理規約第43条（招集手続）「総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所（WEB会議システム等を用いて会議を開催するときは、その開催方法）及び目的を示して、組合員に通知を発しななければならない。」としており、理事会の招集手続きも、同規約第52条（招集）第4項でこの規定を準用しているため、管理規約を改正しなければ、招集手続きの期間を短縮することはできない。

しかし、緊急を要する場合には、総会の招集手続きについては、理事長が理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲で短縮することを可能としているのに対して、理事会の招集手続きは、標準管理規約第52条（招集）第4項で『第43条（招集手続）第9項の中で「理事会の承認」とあるのは「理事及び監事の全員の同意」と読み替えるものとする。』としていることから、総会の場合とは異なり、理事会の承認だけでは足りず「理事及び監事の全員の同意」があれば、招集手続きの期間を短縮することは可能である。また、「理事及び監事の全員の同意」の方法等は、理事会において別段の定めをすることも可能である。

### ■標準管理規約第43条（招集手続）第9項

第1項（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。）にかかわらず、緊急を要する場合には、理事長は、理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

### ■区分所有法第35条（招集の通知）第1項

集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に発しななければならない。ただし、この期間は、規約で伸縮することができる。

### <ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
- 個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。